

重要

2021年12月1日

お客様 各位

AIゴールド証券株式会社
業 務 管 理 部
TEL 03-6861-8383

取引所株価指数証拠金取引【CFD】 必要証拠金額算定方法変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではこの度、2021年12月13日（月）付取引より、取引所株価指数証拠金取引（「くりっく株 365」）に係る必要証拠金額の算定方式を、原則として取引所が算出し公表する株価指数証拠金基準額（以下「取引所基準額」といいます。）と同額とすることとしましたのでお知らせ致します。

弊社では従来、必要証拠金額に最低額を設けた上で見直しの単位を10,000円もしくは1,000円としていましたが、お客様のご要望なども踏まえて検討しました結果、今回変更に至った次第でございます。

なお、今回の変更に伴い、取引所株価指数証拠金取引説明書の「10. 取引参加者が定める証拠金の額」（2021年6月版では23ページに記載）を別紙の通り変更しますので、ご確認いただきますとともに、お手数ではございますが、同封の別紙「取引所株価指数証拠金取引説明書 新旧対照表」をお客様控えとして保管くださいますようお願い致します。

なお、弊社の最新の必要証拠金額は弊社ホームページでご覧いただけます。

<https://www.aigold.co.jp/cfd/tradeinfo/outline/kabu.htm>

また、取引所基準額は東京金融取引所ホームページでご覧いただけます。

<https://www.clickkabu365.jp/service/service01.html>

【ご注意】

今回の変更に伴い弊社必要証拠金額は軒並み引き下げとなる予定ですので、証拠金余力が増加します。このため、変更前に比べますと不足金発生やロスカット発生までの余裕も増えますし、売買あるいは建玉することが可能な数量も増えます。しかしながら、必要証拠金額の減少は、お取引口座の正味財産に相当する有効証拠金額には何ら影響しませんし、アラート発生からロスカットまでの値幅は縮小することになりますので、過大なリスクを取る事がないよう十分ご注意ください。

また、取引所基準額は一週間ごとに見直しされており、毎週月曜日より適用証拠金は変更されることとなりますのでご注意ください。

以 上

別紙

「取引所株価指数証拠金取引説明書 新旧対照表」(下線部が変更箇所となります。)

変 更 後	現 行
<p>10. 取引参加者が定める証拠金の額</p> <p>取引参加者の定める取引所株価指数証拠金取引に係る必要証拠金額は定額方式とし、取引所が算出し公表する株価指数証拠金基準額(以下「取引所基準額」といいます。)と<u>同額とします。</u></p> <p><u>但し、取引参加者は、取引対象である株価指数やETFの価格の変動などを鑑み、取引所基準額を上回る必要証拠金額を設定することがあります。</u></p> <p>※ 取引所基準額は、各株価指数の価格変動率をもとに、所定の計算式に従い一週間ごとに見直しされます。但し、取引所が前記の方法により取引所基準額を定めることが適正でないとは判断したときは、その都度適正と認める取引所基準額を定めることができます。各株価指数における証拠金額は別紙をご覧ください。</p> <p>※ 各株価指数については、「7. 各株価指数に関する記載事項」をご参照ください。</p>	<p>10. 取引参加者が定める証拠金の額</p> <p>取引参加者の定める取引所株価指数証拠金取引に係る必要証拠金額は定額方式とし、取引所が算出し公表する株価指数証拠金基準額(以下「取引所基準額」といいます。)を基準にして次の運用により証拠金の額を定めます。</p> <p>◇ <u>必要証拠金の最低額は 40,000 円または 4,000 円とします。</u></p> <p>◇ <u>必要証拠金の額は 10,000 円単位または 1,000 円単位(これらを「変更単位」といいます)で設定します。</u></p> <p><u>引き上げ：取引所基準額が取引参加者の必要証拠金を超過した場合</u></p> <p><u>引き下げ：取引所基準額に 13,000 円または 1,300 円を加算した額が取引参加者の必要証拠金以下となった場合</u></p> <p>※ 取引所基準額は、各株価指数の価格変動率をもとに、所定の計算式に従い一週間ごとに見直しされます。但し、取引所が前記の方法により取引所基準額を定めることが適正でないとは判断したときは、その都度適正と認める取引所基準額を定めることができます。各株価指数における証拠金額は別紙をご覧ください。</p> <p>※ 各株価指数については、「7. 各株価指数に関する記載事項」をご参照ください。</p>